

令和8年4月10日 美郷町農業委員会会議録

令和8年4月10日午前9時00分農業委員会総会を美郷町役場に招集した。

1. 出席委員は、次のとおり

1番	佐々木 定 廣	10番	深 沢 靖
2番	継 田 竜 也	11番	齋 藤 美由木
3番	高 橋 広 樹	12番	高 橋 国 広
4番	奥 山 秀 治	13番	佐々木 竜 孝
5番	小 西 嘉 之	14番	加 藤 堅之助
6番	深 田 秋 彦	15番	高 橋 秀 行
7番	山 田 貞 子	16番	細 井 千代文
8番	高 橋 孝 人	17番	高 橋 正 尚
9番	高 橋 一 平		

本会委員出席者 17名

2. 欠席委員は、次のとおり

な し

1. 出席事務局職員

局 長	高 橋 絹 子
農地調整班長	梅 川 茂 男
農地調整班上席主査	高 橋 章 浩

2. 会議事件は下記のとおり

第 1	議事録署名員の指名について	
第 2	議案第 9 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
第 3	議案第 1 0 号	農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農 用地利用集積等促進計画の策定について（要請）
第 4	議案第 1 1 号	令和 8 年度最適化活動の目標の設定等について

会長 高橋 正尚 午前 9 時 5 0 分本委員会の閉会を告げた。

令和8年4月10日農業委員会総会会議録

1. 日 時 令和8年4月10日
2. 場 所 美郷町役場特別会議室
3. 開 会 午前9時00分
4. 閉 会 午前9時50分
5. 議事録署名委員 3番 高橋 広 樹
4番 奥山 秀 治

- 議 長 それでは、ただ今から令和8年第4回農業委員会総会を開会いたします。ただ今の出席委員は、定足数に達しております。お手元に配布してございます、議事日程に従い、会議を進めてまいります。
- 議 長 日程第1、議事録署名員は、委員会規則第18条第3項の規定により指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議事録署名委員は、3番、高橋委員、4番、奥山委員を指名します。
- 議 長 次に、日程第2、議案第9号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程し議題とします。議案第9号について事務局より説明願います。
- 農地調整班長 【 議案第9号、申請番号37番から申請番号47番までについて議案書をもとに朗読、説明 】
始めに所有権移転です。
申請番号37番、千畑地区の田1筆、3, 384㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は負債整理のための資金が必要になったため、近隣で耕作している受人に売買するものです。売買価格は総額〇〇〇円です。
申請番号38番、千畑地区の畑2筆、423㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。当該地は受人の自宅の敷地内にあり、筆界未定地となっているため、受人が取得し管理するものです。両者の話し合いにより対価はありません。
続きまして、使用貸借権です。
申請番号39番、仙南地区の田23筆、48, 592㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。両者は親子で、後継者へ経営移譲します。期間は10年間です。
続きまして、賃貸借権です。
申請番号40番、仙南地区の田2筆、3, 385㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。受人の経営移譲に伴う契約変更です。賃借料は10

aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号41番、仙南地区の田1筆、1,120㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。申請理由は申請番号40番と同じです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号42番、仙南地区の田1筆、2,154㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。農地中間管理事業の契約期間満了に伴い、今後は農地法第3条で契約するものです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は5年間です。

申請番号43番、仙南地区の田1筆、513㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。合作地のためです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号44番、仙南地区の田1筆、275㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。合作地のためです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号45番、仙南地区の田5筆、18,404㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。基盤強化法の利用権設定の期間満了に伴い、今後は農地法第3条で契約するものです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号46番、仙南地区の田1筆、5,120㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。基盤強化法の利用権設定の期間満了に伴い、今後は農地法第3条で契約するものです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号47番、仙南地区の田2筆、9,181㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。基盤強化法の利用権設定の期間満了に伴い、今後は農地法第3条で契約するものです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号37番から申請番号47番までの11件の申請内容につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しておりませんので、許可要件を満たしているものと考えられます。以上です。

- 議 長 議案第9号について事務局より説明が終わりました。
- 議 長 それではこれより審議を行います。
- 申請番号37番から申請番号47番までについて質疑を行います。質疑ございませんか。
- 【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号37番から申請番号47番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。
- 【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号37番から申請番号47番までについては原案のとおり決しました。
- 議 長 よって日程第2、議案第9号については原案のとおり許可決定いたします。
- 議 長 次に、日程第3、議案第10号農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の策定について(要請)を上程し議題とします。議案第10号について事務局より説明願います。

●農地調整班長 【 議案第10号、申請番号323番から申請番号409番までについて議案書をもとに朗読、説明 】

始めに公社特例事業による所有権移転です。

以下5件の受人は公益社団法人秋田県農業公社で、公告予定日は4月28日です。

申請番号323番、千畑地区の田1筆、3,014㎡、渡人は〇〇〇さんです。渡人から秋田県農業公社を経由した後の購入予定者は、〇〇〇さんです。当該地は渡人の耕作地から離れており、耕作不便となっていたため、隣地を耕作している購入予定者へ売買するものです。売買価格は10aあたり〇〇〇円です。

申請番号324番、千畑地区の田2筆、2,772㎡、渡人は〇〇〇さんです。渡人から秋田県農業公社を経由した後の購入予定者は、〇〇〇さんです。合作地を解消するため、農地中間管理事業の契約期間満了に伴い売買するものです。売買価格は10aあたり〇〇〇円です。

申請番号325番、千畑地区の田2筆、583㎡、渡人は〇〇〇さんです。渡人から秋田県農業公社を経由した後の購入予定者は、〇〇〇さんです。合作地を解消するため、農地中間管理事業の契約期間満了に伴い売買するものです。売買価格は10aあたり〇〇〇円です。

申請番号326番、六郷地区の田4筆、3,837㎡、渡人は〇〇〇さんです。渡人から秋田県農業公社を経由した後の購入予定者は、〇〇〇さんです。渡人は農地を相続しましたが、町外居住のため農地を手放したく、現在耕作をお願いしている購入予定者へ売買するものです。売買価格は10aあたり〇〇〇円です。

申請番号327番、六郷地区の田2筆、1,215㎡、渡人は〇〇〇さんです。渡人から秋田県農業公社を経由した後の購入予定者は、〇〇〇さんです。渡人は高齢により農地を手放したく売買するものです。売買価格は総額〇〇〇円です。

以下17件は、3月総会で所有者から秋田県農業公社へ売買した案件です。渡人は公益社団法人秋田県農業公社で、公告予定日は4月28日です。

申請番号328番、千畑地区の田1筆、4,000㎡、受人は〇〇〇さんです。売買価格は10aあたり〇〇〇円です。

申請番号329番、千畑地区の田5筆、15,504㎡、受人は〇〇〇さんです。売買価格は10aあたり〇〇〇円です。

申請番号330番、千畑地区の田1筆、1,217㎡、受人は〇〇〇さんです。売買価格は10aあたり〇〇〇円です。

申請番号331番、千畑地区の田1筆、1,017㎡、受人は〇〇〇さんです。売買価格は10aあたり〇〇〇円です。

申請番号332番、千畑地区の田4筆、8,612㎡、受人は〇〇〇さんです。売買価格は10aあたり〇〇〇円です。

申請番号333番、千畑地区の田2筆、7,285㎡、受人は〇〇〇さんです。売買価格は10aあたり〇〇〇円です。

申請番号334番、千畑地区の田2筆、858㎡、受人は〇〇〇さんです。売買価格は総額〇〇〇円です。

申請番号335番、仙南地区の田2筆、7, 668㎡、受人は〇〇〇さんです。売買価格は10aあたり〇〇〇円です。

申請番号336番、仙南地区の田1筆、2, 977㎡、受人は〇〇〇さんです。売買価格は10aあたり〇〇〇円です。

申請番号337番、仙南地区の田1筆、2, 044㎡、受人は〇〇〇さんです。売買価格は10aあたり〇〇〇円です。

申請番号338番、仙南地区の田1筆、7, 661㎡、受人は〇〇〇さんです。売買価格は10aあたり〇〇〇円です。

申請番号339番、仙南地区の田1筆、10, 238㎡、受人は〇〇〇さんです。売買価格は10aあたり〇〇〇円です。

申請番号340番、仙南地区の田1筆、8, 312㎡、受人は〇〇〇さんです。売買価格は10aあたり〇〇〇円です。

申請番号341番、仙南地区の田4筆、畑1筆、計4, 908㎡、受人は〇〇〇さんです。売買価格は、総額〇〇〇円です。

申請番号342番、仙南地区の田2筆、3, 473㎡、受人は〇〇〇さんです。売買価格は10aあたり〇〇〇円です。

申請番号343番、仙南地区の田17筆、30, 583㎡、受人は〇〇〇さんです。売買価格は10aあたり〇〇〇円です。

申請番号344番、仙南地区の田5筆、1, 794㎡、受人は〇〇〇さんです。売買価格は10aあたり〇〇〇円です。

続きまして、農地中間管理事業による貸借権の設定です。

申請番号345番、千畑地区の田4筆、5, 894㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号346番、千畑地区の田4筆、4, 034㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号347番、千畑地区の田3筆、畑4筆、計6, 465㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は総額〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号348番、千畑地区の田5筆、11, 967㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号349番、千畑地区の田6筆、9, 884㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は総額〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号350番、千畑地区の田3筆、5, 735㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号351番、千畑地区の田4筆、22, 383㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号352番、千畑地区の田4筆、4, 421㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号353番、千畑地区の田2筆、3, 638㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号354番、千畑地区の田3筆、7, 632㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号355番、千畑地区の田2筆、1, 154㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号356番、千畑地区の田10筆、7, 521㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号357番、千畑地区の田5筆、4, 183㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号358番、千畑地区の田8筆、13, 539㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号359番、千畑地区の田3筆、3, 409㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号360番、六郷地区の田1筆、1, 855㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は5年間です。

申請番号361番、千畑地区の田16筆、19, 951㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は総額〇〇〇円で、期間は10年7か月間です。

以下8件の受人は〇〇〇さんで、期間は10年7か月間です。

申請番号362番、千畑地区の田1筆、2, 987㎡、渡人は〇〇〇さんで、賃借料は10aあたり〇〇〇円です。

申請番号363番、千畑地区の田1筆、2, 094㎡、渡人は〇〇〇さんで、賃借料は10aあたり〇〇〇円です。

申請番号364番、千畑地区の田6筆、12, 067㎡、渡人は〇〇〇さんで、賃借料は総額〇〇〇円です。

申請番号365番、千畑地区の田10筆、22, 259㎡、渡人は〇〇〇さんで、賃借料は総額〇〇〇円です。

申請番号366番、千畑地区の田2筆、5, 069㎡、渡人は〇〇〇さんで、賃借料は10aあたり〇〇〇円です。

申請番号367番、千畑地区の田6筆、23,195㎡、渡人は〇〇〇さん
で、賃借料は総額〇〇〇円です。

申請番号368番、千畑地区の田3筆、20,459㎡、渡人は〇〇〇さん
で、賃借料は10aあたり〇〇〇円です。

申請番号369番、千畑地区の田48筆、88,978㎡、渡人は〇〇〇さん
で、賃借料は総額〇〇〇円です。

申請番号370番、千畑地区の田9筆、六郷地区の田6筆、計14,623.
40㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は総額〇〇〇円
で、期間は10年間です。

申請番号371番、六郷地区の田2筆、畑1筆、計7,816㎡、渡人は〇
〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は総額〇〇〇円で、期間は10年
間です。

申請番号372番、六郷地区の田18筆、17,867㎡、渡人は〇〇〇さん
、受人は〇〇〇さんです。賃借料は総額〇〇〇円で、期間は10年間です。
以下3件の受人は〇〇〇さんです。

申請番号373番、六郷地区の田1筆、1,964㎡、渡人は〇〇〇さん
です。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年10か月間です。

申請番号374番、六郷地区の田3筆、7,610㎡、渡人は〇〇〇さん
です。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年10か月間です。

申請番号375番、六郷地区の田13筆、11,238㎡、渡人は〇〇〇さん
です。賃借料は総額〇〇〇円で、期間は19年10か月間です。

以下6件の受人は〇〇〇さんで、賃借料は10aあたり〇〇〇円です。

申請番号376番、六郷地区の田2筆、2,036㎡、渡人は〇〇〇さん
で、期間は19年9か月間です。

申請番号377番、六郷地区の田6筆、5,364㎡、渡人は〇〇〇さん
で、期間は19年9か月間です。

申請番号378番、六郷地区の田9筆、3,002㎡、渡人は〇〇〇さん
で、期間は19年9か月間です。

申請番号379番、仙南地区の田1筆、421㎡、渡人は〇〇〇さん
で、期間は10年間です。

申請番号380番、仙南地区の田1筆、2,101㎡、渡人は〇〇〇さん
で、期間は10年間です。

申請番号381番、仙南地区の田1筆、295㎡、渡人は〇〇〇さん
で、期間は10年間です。

申請番号382番、仙南地区の田9筆、17,409㎡、渡人は〇〇〇さん
、受人は〇〇〇さんです。賃借料は総額〇〇〇円で、期間は10年間
です。

申請番号383番、仙南地区の田3筆、8,381㎡、渡人は〇〇〇さん
、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年
間です。

申請番号384番、仙南地区の田3筆、8,017㎡、渡人は〇〇〇さん
、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年
間

です。

申請番号385番、仙南地区の田1筆、2,006㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は9年8か月間です。

申請番号386番、仙南地区の田12筆、畑1筆、計22,290.57㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は総額〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号387番、仙南地区の田1筆、4,723㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号388番、仙南地区の田1筆、2,400㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号389番、仙南地区の田1筆、2,150㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号390番、仙南地区の田2筆、12,263㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は9年10か月間です。

以下3件の受人は〇〇〇さんで、期間は10年間です。

申請番号391番、仙南地区の田1筆、1,328㎡、渡人は〇〇〇さんで、賃借料は10aあたり〇〇〇円です。

申請番号392番、仙南地区の田4筆、9,059㎡、渡人は〇〇〇さんで、賃借料は10aあたり〇〇〇円です。

申請番号393番、仙南地区の田2筆、畑1筆、計3,421㎡、渡人は〇〇〇さんで、賃借料は総額〇〇〇円です。

申請番号394番、仙南地区の田9筆、21,161㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号395番、仙南地区の田4筆、3,716㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号396番、仙南地区の田6筆、7,010㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号397番、仙南地区の田3筆、3,590㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号398番、仙南地区の田7筆、14,478㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号399番、仙南地区の田1筆、2,739㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号400番、仙南地区の田4筆、6,953㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は9年10か月間です。

申請番号401番、仙南地区の田2筆、2,161㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は9年10か月間です。

申請番号402番、仙南地区の田4筆、8,312㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は9年10か月間です。

申請番号403番、仙南地区の田3筆、5,526㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号404番、仙南地区の田2筆、5,344㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

以下3件の受人は〇〇〇さんで、期間は9年10か月間です。

申請番号405番、仙南地区の田10筆、畑1筆、計15,320㎡、渡人は〇〇〇さんで、賃借料は総額〇〇〇円です。

申請番号406番、仙南地区の田2筆、2,421㎡、渡人は〇〇〇さんで、賃借料は10aあたり〇〇〇円です。

申請番号407番、仙南地区の田5筆、7,046㎡、渡人は〇〇〇さんで、賃借料は10aあたり〇〇〇円です。

申請番号408番、仙南地区の田18筆、畑1筆、計37,536㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は総額〇〇〇円で、期間は10年間です。

続きまして、貸借権移転です。

契約期間は現在の契約の残存期間となります。

申請番号409番、千畑地区の田8筆、44,282㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さん、所有者は〇〇〇さんです。

〇〇〇地区のは場整備事業に伴う集積のためです。賃借料はありません。

申請番号323番から申請番号409番までの87件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしているものと考えられます。以上です。

●議 長 議案第10号について、事務局より説明が終わりました。

●議 長 それではこれより審議を行います。

申請番号323番から申請番号409番までについてですが、本人案件がありますので、まずは、申請番号323番から申請番号343番までについて、質疑を行います。質疑ございませんか。

- 【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号323番から申請番号343番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。
- 【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号323番から申請番号343番までについては原案のとおり決しました。
- 議 長 次に、申請番号344番についてですが、本人案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、○番委員の退席を求めます。

○番委員 退席 午前9時37分

- 議 長 それでは、申請番号344番について質疑を行います。質疑ございませんか。
- 【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号344番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。
- 【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号344番については原案のとおり決しました。○番委員の着席を求めます。

○番委員 着席 午前9時37分

- 議 長 次に、申請番号345番から申請番号356番までについて質疑を行います。質疑ございませんか。
- 【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号345番から申請番号356番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。
- 【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号345番から申請番号356番までについては原案のとおり決しました。
- 議 長 次に、申請番号357番についてですが、本人案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、○番委員の退席を求めます。

○番委員 退席 午前9時38分

- 議 長 それでは、申請番号357番について質疑を行います。質疑ございませんか。
- 【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号357番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。
- 【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号357番については原案のとおり決しました。○番委員の着席を求めます。

○番委員 着席 午前9時39分

- 議 長 次に、申請番号358番から申請番号387番までについて質疑を行います。質疑ございませんか。
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号358番から申請番号387番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号358番から申請番号387番までについては原案のとおり決しました。
- 議 長 次に、申請番号388番、389番についてですが、本人案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、○番委員の退席を求めます。

○番委員 退席 午前9時40分

- 議 長 それでは、申請番号388番、389番について質疑を行います。質疑ございませんか。
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号388番、389番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号388番、389番については原案のとおり決しました。○番委員の着席を求めます。

○番委員 着席 午前9時40分

- 議 長 次に、申請番号390番から申請番号404番までについて質疑を行います。質疑ございませんか。
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号390番から申請番号404番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号390番から申請番号404番までについては原案のとおり決しました。
- 議 長 次に、申請番号405番から申請番号407番までについてですが、本人案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、○番委員の退席を求めます。

○番委員 退席 午前9時41分

- 議 長 それでは、申請番号405番から申請番号407番までについて質疑を行います。質疑ございませんか。
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号405番から申請番号407番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号405番から申請番号407番までについては原案のとおり決しました。○番委員の着席を求めます。

○番委員 着席 午前9時42分

- 議 長 次に、申請番号408番から申請番号409番までについて質疑を行います。質疑ございませんか。
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号408番から申請番号409番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号408番から申請番号409番までについては原案のとおり決しました。
- 議 長 よって日程第3、議案第10号については原案のとおり許可決定いたします。
- 議 長 次に、日程第4、議案第11号令和8年度最適化活動の目標の設定等についてを上程し議題とします。
議案第11号について事務局より説明願います。
- 農地調整班長 【 議案第11号について、議案書をもとに朗読、説明 】
お手元の別紙様式1をご覧ください。
このことにつきましては、美郷町農業委員会の令和8年度の目標を設定し、4月末まで公表することとなっております。
58ページをご覧ください。こちらは、農林業センサスや農政課からの数値により現状を表しております。令和8年4月1日現在の状況となっております。
59ページをご覧ください。こちらは、最適化活動の目標です。上段の(1)農地の集積①現状及び課題の表ですが、今年度の集積率は83.3%でした。農業従事者の高齢化等に伴い、集積率がわずかに減少しておりますが、担い手育成など喫緊の課題に取り組みながら、84%の集積率を目指したいと考えております。
(2)遊休農地の解消です。令和7年度は、既存遊休農地の解消には至りませんでした。面積の変動はございません。後継者や耕作条件の問題等により、借受者が見つかりづらい状況が続いておりますが、町や農業公社等関係機関と協議しながら、遊休農地解消に向けて引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

60ページをご覧ください。(3)新規参入の促進です。令和7年度は新規参入者2名でした。②の目標は、過去3年間の権利移動した面積の平均の1割を目標面積とすることになっておりますので、7.6haが目標面積となります。

2最適化活動の活動目標ですが、1人あたりの活動日数を、昨年同様1か月あたり6日としております。その下の活動強化月間の取組項目も昨年と同じですが、地域計画に基づき、耕作放棄地の解消とともに、担い手への集約・集積について、引き続き力を注いでいきたいと考えております。

目標設定については以上です。

なお、令和7年度目標の達成に向けた活動の点検・評価は、県への報告が5月末のため、次回総会で審議していただくこととしておりますので、よろしくお願いいたします。

- 議 長 議案第11号について事務局より説明が終わりました。
- 議 長 それでは、これより審議を行います。
- 議 長 議案第11号について質疑を行います。質疑ございませんか。

- 議 長 暫時休憩します。 午前9時47分
- 議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。 午前9時50分

- 議 長 ほかに質疑ございませんか。
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 それでは、議案第11号については原案のとおり決することにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第11号については原案のとおり承認いたします。
- 議 長 以上で会議案件はすべて終了いたしました。
- 議 長 これをもちまして、令和8年第4回農業委員会定例総会を閉会いたします。

会議終了 午前9時50分

上記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名します。

令和8年4月10日

美郷町農業委員会会長 高 橋 正 尚

議事録署名委員 高 橋 広 樹

議事録署名委員 奥 山 秀 治